

○議長（茅沼隆文）

引き続き、一般質問を行います。

6 番、菊川敬人議員、どうぞ。

○6 番（菊川敬人）

議席番号 6 番、菊川敬人です。

本日は、2 項目の質問のうち、まず初めの 1 項目め、「開成町福祉計画の実施結果の見きわめは」についての質問を行います。

高齢者が増加することで多様化するニーズに対応するための施策として進められてきた開成町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 6 期）が平成 29 年度末で計画期間が満了します。計画では、基本理念として「健やかにいきいきと、自分らしく暮らせる生涯健康福祉のまちづくり」を掲げています。

経済の高度成長や人口の右肩上がりとは過去のこととなり、むしろ共生する価値観として地域住民とのコミュニティーを維持、発展させていくことが重視されます。現在直面する超高齢化社会、人口減少の時代において、憲法で定められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を礎に、最後まで人として尊厳のある生活を守ることが望まれます。

また、身体障害者手帳交付者の約 7 割が 65 歳以上の高齢者という本町の現状があります。開成町障がい者計画及び開成町第 4 期障がい者福祉計画も、平成 29 年度末で計画期間が満了します。各計画の運用は、有機的な連携が図られ各施策が展開されることが望まれます。

高齢者、障がい者にかかわる計画が同時に満了し、後継計画が現在策定されているものと思われます。町が掲げる福祉計画は町民の生活設計に大きなかわりを持つ極めて重要な施策であるため、実施結果の見通しについてお伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、菊川議員の御質問にお答えをいたします

まず、最初に開成町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、お答えをいたします。

現在進行中の第 6 期開成町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、平成 29 年度で終了することから、現在、平成 30 年度から平成 32 年度の 3 カ年間を期間とする第 7 期計画の策定を行っております。この計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく老人福祉計画、及び介護保険法第 117 条第 1 項に基づく介護保険事業計画を一体として策定するものであります。

まず、現在の計画策定状況について御説明をいたします。

平成 28 年度には、一般高齢者と介護サービス利用者に対しアンケート調査を実施し、生活の実情や要望等について整理をいたしました。また、今年度、高齢者保健福祉計画策定委員会を 3 回開催しております。第 1 回の策定委員会では計画の概

要について説明をし、第2回の委員会では現行計画の評価と改定の方向性について議論をいたしました。また、第3回の委員会では基本理念や計画の体系と取り組みの方向性を提示し、議論を行ったところであります。

おおむね第6期計画の取り組みにつきましては了承されましたが、いきいき健康体操について地域によって取り組みに差があることや、ゆる体操の指導員に負担が掛かっているなどの御指摘をいただいたところであります。また、今年度スタートした「未病見える化コーナー」について、今まで健康等に関心が少ない方へのアプローチとなっていることなどの評価もいただいております。

これらの指摘事項や評価と課題を踏まえ、第7期計画の方向性について提案をいたし、策定委員会の了承を得たところであります。現在、国が示す基本指針も踏まえ、第7期計画の位置づけや基本目標、基本施策等を検討している段階にあります。今後は、策定委員会に対し具体的な施策と目標を示すほか、介護サービス量の提示と保険料の見込みなどを示していく予定であります。

次に、第7期計画の概要について御説明をいたします。

国の基本指針では、第7期計画は第6期計画の取り組みを踏まえ、いわゆる団塊の世代が75歳の後期高齢者となる2025年を見据えて、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを段階的に構築することが柱となっております。その取り組みを進めるために、第7期計画の位置づけを明らかにすることが求められております。

具体的に申し上げますと、第6期計画の取り組みを継続し充実・強化する観点から、次の6項目を基本目標とする予定であります。1点目は健康寿命延伸のための健康づくりと介護予防の推進、2点目は地域包括ケアシステムの深化、推進と生活支援体制の充実、3点目は高齢者の社会参加の推進、4点目は認知症施策の充実、5点目は在宅医療・介護連携の推進、最後が介護保険事業の円滑な実施であります。この基本目標に沿って、前年度のアンケート調査結果も勘案し、基本施策及び具体的施策を位置づけてまいります。あわせて第7期計画中の介護サービス見込み量を精査するとともに、適切な保険料の設定を行います。

次に、第7期計画策定における町の留意点について御説明をいたします。

介護保険事業計画における被保険者の見込みですが、平成29年10月1日現在の第1号被保険者は4,241人であり、第7期計画最終年の平成32年度には4,555人と見込んでおります。増加率は、プラス7.4%になります。また、要介護認定者についても、平成29年は657人、平成32年は777人と見込んでおります。増加率は、プラス18.3%になります。

第7期計画の推進にあたっては、基本理念や目的を明らかにするほか、地域の実情に応じた特色の明確化や施策の達成状況の評価が求められております。また、策定にあたっては、関係部局相互間や県及び被保険者の意見の反映や関連計画との連携も求められております。今後、町でも高齢化が進行し、被保険者数、認定者数と

も伸びていく中で、開成町らしい地域包括ケアシステムを構築することが重要であり、地域の実情に応じた特色の明確化の面からも必要と考えております。

具体的には、小さな町という特色を生かし、身近さや、きめ細かい対応ができる点を開成町らしさと捉え、取り組みを進めていきたいと考えております。そのため、地域包括ケアの推進役である地域包括支援センターの機能を強化するとともに、地域全体で高齢者の生活を支え合う仕組みの充実を図ってまいります。また、地域コミュニティを生かして、日頃から地域で高齢者を見守り、地域住民が支え合い助け合う体制も構築していきたいと考えております。

今後とも策定委員会で計画（案）の審議を行っていただき、国の基本指針や県の高齢者保健福祉計画との整合を図り、成案としてまとめてまいります。

続いて、開成町障がい者計画及び障がい者福祉計画について、お答えをいたします。

今年度、障がい福祉サービスの提供体制の確保及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、障がい者の施策全般を定めた平成30年度から35年度の6カ年を期間とする第2期障がい者計画と、障がい者福祉サービス等の具体的な内容を定めた平成30年度から32年度の3カ年を期間とする第5期障がい福祉計画を策定いたします。また、平成30年4月に施行される改正児童福祉法第33条の20第1項に規定する障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の障がい児福祉サービスの具体的な内容を定めた、平成30年度から32年度の3カ年を期間とする第1期障がい児福祉計画を今回、新たに策定いたします。

第2期障がい者計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画を一体的に策定をいたしますが、策定するにあたり、障害者手帳の交付を受けている方に対し、障がい児（者）の生活状況、サービスの利用状況及び今後、町が力を入れるべきこと等について、今年度、アンケート調査を7月に実施したところであります。

また、障がい児（者）団体、福祉事務所、行政で構成する障がい福祉推進協議会を発足し、前期基本計画の評価とアンケート調査結果をもとに、次期計画の策定に関し各団体等から意見等をいただきながら、現在検討を進めているところであります。今後、次期計画（案）を策定し、パブリックコメントを実施いたします。

今年度で期間が終了となる第4期障がい福祉計画においては、特に重要な施策として国の基本指針に定める目標値が設定されております。市町村に課せられた項目としては2項目、該当いたします。

1項目めは、福祉施設から一般就労への移行促進であります。国の目標値としては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上を目標としております。また、福祉施設から一般就労への移行については、平成26年度1名、平成28年度1名の計2名が町内障がい事務所である地域作業所「合力の郷」から一般就労につながっている実績があります。

また、2項目として福祉施設から地域生活への移行促進であります。国の目標値としては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活に移行する

こととされております。当町においては、施設入所者数が微増している状況であります。目標値として平成29年度末時点の施設入所者数を12%減として17名といたしました。現時点での施設入所者数は23名で、目標達成は難しい現状にあります。地域移行が進まない要因としては、県西圏域に入所施設自体が少なく、当町の施設入所者全員が最重度の障がいを持っている方たちであり、地域での生活が困難な状況であると考えております。

次期計画についても、国から基本指針が示されております。この基本指針にも目標値が設定されているところですが、当町の実情に合った支援体制、整備計画を策定していきたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

詳細にわたっての答弁をいただきました。

第6期の介護保険事業計画は、実質、残りが3カ月となっております。現時点においては、まだ期が満了していないわけですが、残り3カ月ということで、ほぼ結果が出そろっているかな、そう思いまして今回は質問させていただきました。答弁の中にも第6期の取り組みの継続について等々、詳細にわたって6項目が記載されております。6項目を先程、町長答弁からいただきました。その件に触れながら質問していきたいと思っております。

この3年間実施した結果、町民や制度を利用した方々にどのような影響を与えたのか検証し、第7期へ生かしていくことが肝要かなと思っております。こうした観点から改めて質問するわけですが、初めに社会的問題となっております認知症対策の推進について伺いいたします。この項目は、今期の重点項目ともなっております。

認知症になっても本人の意思が尊重され、本人の状態に応じた適切な支援により、できるだけ良い環境の中で暮らし続けるよう、医療、介護サービスの適切な提供、地域の見守り等も含めた支援体制を構築し、認知症初期集中チームの設置、認知症ケアパスの作成と普及等による介護者支援を進めるということになっております。前期、第5期の実施結果を検証し、第6期にどのように生かされてこられたのかということが肝要かなと思っております。そして、今期の結果がどういう結果に現状でなっているのか、介護する人の声をどう把握し次期計画に生かしていくのかが必要だと思います。今期の認知症初期集中チームの実績と認知症ケアパスの作成、普及について、結果、現状でどうだったかということをお伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

まず、前期の第５期の高齢者保健福祉計画でございますが、認知症の対策につきましては、第５期では、まだ認知症の理解がされていないという状況がございましたので、介護予防事業の実施とともに、認知症の正しい知識の普及ですとか、あるいは早期発見、あわせて広報紙等による住民への認知症に対しての理解、知識の普及啓発、これが中心になっていたわけでございます。

第６期では、引き続き子どもから高齢者まで認知症の正しい知識や予防の普及を行うということは変わりませんが、第６期の計画が医療介護総合確保法、これに基づくものでございましたので、先程、議員もおっしゃった認知症の初期集中支援チーム、こちらもちり上げるということを行なったところでございます。取り組みといたしましては、５期に引き続きましてサポーターの養成とか、あるいは認知症のキャラバンメイトの養成、それと先程も出ました認知症のケアパス、パンフレットですけれども、こちらの印刷、配布等も行なったところでございます。

御質問のケアパスにつきましては、サポーターの養成講座等でこちらのケアパスを使いまして御説明させていただき、認知症の知識について深めていただいたというような利用の仕方が主でございます。

また、認知症の初期集中支援チームにつきましては、おかげさまで精神科のお医者さんと社協におります社会福祉士、それから町の保健師でチームを組むことができました。現在のところ、実績として、まだ具体的に件数というのは発生しておりませんが、相談の結果、チームが動くべきかというようなことも何件かございました。実際にはチームが動くということにはなかったのですが、相談体制はしっかりできてきたのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○６番（菊川敬人）

認知症の初期支援チーム、それと、あと認知症ケアパスについては、これは、言い方はちょっと悪いですが、理にかなっているというか、非常に重要で的確な対応かなと思います。その中で、初期集中チームについては立ち上げましたよということでもあります。しかしながら実績としては件数がないということでもあります。認知症ケアパスの作成のところで講座を開いたということではありますが、この講座を開かれまして、今期、新たにやられたわけですが、講座を受けた方の受け取り方、反応等はどうだったのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

サポーターの養成講座、家族介護教室と連携して行ったり、あるいは認知症の説明を中学校で行ったりとか、様々な活動をしておりますが、おおむね認知症につい

て理解が深まったと、身近な方のお手伝いをしたい、認知症の方のお手伝いをしたいという、そういう感想もいただいておりますし、おおむね目的は達せられたのではないかと考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

今、課長答弁で、おおむね理解が深まったということで、非常に効果そのものが出ていたということで、計画を立てられて非常によかったかなという受け取り方をいたしました。

先程、認知症サポーターというお話がありましたので、認知症サポーターについて少しお伺いしたいと思います。

当町においては、高齢者のために訪問ボランティア等の活動が実施されています。これは、ゆめクラブ開成等の中でもそういった形で進められておりますが、高齢により寝たきりになり思うように体が動かせない方などを訪問し、生活の様子を伺ったり話をする事で安心と安らぎを提供することができると思います。高齢者に寄り添う事業としては大変実効性のあることかなと考えますが、同様に認知症の方についてもこの取り組みが活用できないかと常々考えておりました。

認知症の方本人にとっても、状態にもよりますが、様々な経験を積んでこられた方がおられると思います。こうした方については、後世へと引き継ぐ何かを持っておられるのかなという感じもいたします。また、本人といろいろなことを話すことで、活性にもつながっていくのではないかと期待が持てるのではないかと思います。本人や家族の安心にもつながりますし、また、本人は希望が湧いてくると思います。

計画の中で平成20年から認知症サポーター養成講座が開かれているわけですが、このサポーターの方の現状の活動状況について、どういったことを実際されているのかというところを少しお伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

認知症サポーターにつきましては、平成28年度、認知症サポーターを対象としたステップアップ講座などを開催しまして、まずサポーターの方に認知症に対する理解をなお一層深めていただくということを行っております。

これらの方の活動といたしまして、先程も申しあげましたけれども、文命中学校を対象に講座を実施しまして、講座内でサポーターの方が寸劇を披露すると。認知症の方役がいまして、それから一般の町民の方役がいまして、認知症の方で出歩いている方を見つけてしまって、その方に対してどう声をかけるかという、そういう寸劇なのですけれども、そういう取り組みも行っております。

その結果としまして、町民の方からも希望者がキャラバンメイトの中に入っていたということもございましたし、あるいは教育委員会とも連携して小学生対象にあじさい塾での講座等も開いております。引き続きサポーターの育成を図りながら、取り組みについて強化をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

サポーターの方々と認知症の方とのかかわりというのは、どういったかかわりがあったのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

直接、認知症の方が集まる場面が町の中ではなかなか少のうございますので、サポーターの方がわいわい、そのところで一緒に触れ合うということはなかなか少ないのですけれども、町の中でも認知症カフェというのがございます。こちらにサポーターが参加しているということもございませんので、今後、認知症カフェについても進めていかなければいけないという中で、サポーターとのかかわり方もあわせて考えていかなければいけないのかなと思ってございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

今、言われたような内容が、ぜひ実現できればと思います。非常に先進的な活動につながるのかなという感じがいたします。

それから、あと生活支援サービスの総合展開についてであります。介護予防・日常生活支援総合事業は、平成27年、平成28年度は現行相当のサービスを維持するということでありました。平成29年度4月に向けて体制整備を整えていくということでありましたが、身近な地域資源を活用しながら心身の健康状態を維持することへの取り組みについて行うという、計画の中ではなっておりますが、具体的にどういう形でこれを進められてこられたかということと、あわせて、特に、ひとり暮らしの高齢者に対して急病あるいは事故等により緊急に対応しなくてはならないという、そういった事態が発生したケースがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

では、お答えさせていただきます。

まず、生活支援体制整備と総合事業ということの二つの枠の中で、ちょっと分か

りづらくなっているのです、あえて先に説明させていただければと思います。

町の総合事業なのですけれども、当初、6期の計画の中では平成29年の4月からスタートするという計画を立てておりましたけれども、当町の要支援認定者の増等も踏まえた中で、第6期に地域包括ケアを構築していくという目的の中でははやめにスタートしたほうが良いであろうということで、中で検討しまして、計画を前倒しにして平成28年の4月から総合事業というのをスタートさせております。

総合事業というのは、今まで予防給付で要支援1と2の方が訪問介護と通所介護を利用していたものを給付の中から外して、給付と似たようなサービスになりますけれども、ヘルパーの訪問介護と通所介護事業を給付から外すような形をして地域支援事業の中で展開するというものを総合事業ということで、平成28年度の4月からスタートさせていただいております。

当初、国が示す中では、総合事業に移行するものとして、単なる今までの訪問介護、通所介護以外に、ボランティアを中心とした住民を主体とするようなサービスをぜひそれぞれの町で構築してほしいということで総合事業をスタートしたわけなのですけれども、町といたしましても平成28年4月にスタートして、その辺の体制整備というところでは、取り組む方向性ということで中でも検討してきましたけれども、具体的に類似するサービスは地域の中でも社会福祉協議会のふれあい金曜会等ございますけれども、それを総合事業の一環というような位置づけは、今までの中で検討はしましたけれども、結論的には、まだ、そちらに移行するという方向性はとってございません。

7期に向けてということでは、その辺の訪問介護、通所介護以外のサービスを総合事業でどう組み立てていくかというところが一つ、問われていると考えております。

その一つとして生活支援体制整備ということで、より地域の中で具体的な、ひとり暮らしであったり高齢者夫婦であったりということで、ちょっとした困り事に対して地域の中で助け合うサービスを構築していこうというのが生活支援体制整備ということで、そちらについても平成28年度から社会福祉協議会に委託するような形で、どのようなサービスが地域の中で必要かということを実体的に取り組んでおります。生活支援体制整備の中では、具体的にモデル地区を定めた中で、今年度も一部、展開しているところがございますけれども、まだモデル的に実施している段階というところで、具体的な総合事業のサービスに位置づけているわけでは、今の段階ではないということで、第7期に向けて検討してまいりたいと考えております。

御質問のひとり暮らしの高齢者の対応というところでは、具体的には民生委員が訪問して定期的な訪問であったり、あと福祉課で持っているSOSのネットワークだったりというところで位置づけてございますけれども、具体的に何かしらSOSがあつて動いたという実績は今のところはございません。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

今、部長答弁の中で要支援1、2が給付から外れるようになるということでありましたが、第6期の介護保険計画の中で大きく変わった点として、今、部長の答弁がありました要支援1、2の介護サービスが新しい総合事業へ移行するということが一つあるということと、それから特養ホームにおいて入所可能になる資格が要介護3以上となるということ、それと、もう一点、地域包括ケアシステム、この3点が特に大きなところかなという感じがいたします。

ここで注意しなくてはいけないと思われるところが、ちょっと私の認識が不足している部分があるのですが、居宅サービスを受けている方がデイサービスをしたいとなったときに、要支援・要介護者に、この1、2の方に支障が生じないのかなという受け取り方をしたのです。そうなると行き場がなくなって困ってしまうのではないかなという感じがいたしますが、その辺のところというのは、今、私が言いました考えでよろしいのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

特に、総合事業が展開されたことによって居宅の方がデイを使えないと、そういうことはございません。一番大きく違ったのは、今まで要支援の1、2の方も正規の介護の認定をして介護サービスあるいは介護予防サービスを利用していたわけですが、もう一つのルートとして、基本チェックリストを用いて簡易な形で必要なサービスにつながるという、そういう流れができたわけがございます。今まではちゃんとした介護予防のケアマネジメントを受けるという流れだったわけですが、それに加えて、今、申しあげた基本チェックリストを用いた流れができたということになります。

基本チェックリストを用いた流れは、その都度、介護認定審査会にかけることなく、町の保険健康課の保健師でも対応ができて、それに伴うサービスというものもありますが、総合事業を今後、先程、申しあげた生活支援も含めて、そういう方が使われるサービスの展開が望まれるわけですが、今のところは介護予防サービス程充実はしていないということになりますが、ちゃんとした介護予防サービスを使いたいと、使ったほうが良いという判断になった場合には、基本チェックリストではなくて、きちんと介護予防ケアマネジメントを使って正規な形でサービス展開ということはあると思いますので、決して、それを否定しているわけではないというふうに御理解ください。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

今、課長が言われたのは第7期から適用されると思うのですが、通常であれば、まず介護認定して、それからサービスを利用するという形になりますが、それが窓口で済むよということによろしいですね。

それから、日常生活支援総合事業及び予防給付の見直しについて、第6期で行うことになっておりましたが、このところの進捗状況について、どうなっているかお答え願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

まず、1点、御認識の修正をさせていただきたいのですが、今、申しあげた基本チェックリストを用いた簡易な形でのサービスマネジメントというのは、もう第6期から始まっております。第7期からではございません。

御質問の介護給付の見直しということですが、ちょっと御質問の意図がよく分からなかったのですが。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

計画の中で見直しが入っていましたけれども、見直しはされたのでしょうか。支援総合事業と、あと予防給付の見直し。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

すみません、お答えします。

予防給付の見直しというのは、先程、申しあげた、総合事業に一部移行するという意味の見直しということです。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

分かりました。なかなか難しくて、私もよく理解できない部分がありますので質問させていただきました。

それから、あと障がい者の関係について少し質問させていただきますが、今、新たな事業として、放課後等デイサービスが実施されているのではないかと思います。これは、事業の役割として放課後児童クラブとは連携はないものと思われませんが、デイサービスを受ける子どもが、いわゆる対象者が増えているのではないかなと思います。当然、増えることによって町としてもその分の負担が増えるということになりますが、平成29年度の予算のときには、ここのところの予算計上があまりな

かったかなと記憶にあるのですが、利用が増えることと予算の関係というのがあるのですが、現状、その辺のバランス等、補正か何かでやっていけば良いのかなと思います。どう考えておられるのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきます。

現在の計画の期間中ですけれども、こちらの放課後等デイサービス、町内に2カ所、新しくできました。新しく2カ所できたというところで、住民にとっては利便性が増したのかなというところがございますけれども、福祉サービスでございますので当然費用は掛かるというところで、町内にできたというところで利用者の方が増えたというところと、なおかつ頻度も今まで週2回だったところが週5回、毎日行くとかというところがございます。実際に人数も増えているというところとサービスの給付自体も増えているというところで当然費用がかさんできてございます。こちらに関しましては、当然、当初予算で足りないところがございますので、大変申しわけないのですけれども、3月に補正をさせていただければと考えてございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

3月に補正が出るということですが、差し支えなかったら、今、2カ所をどこで行っているかということと、あと、対象者は恐らく町内在住だけではなくて町外からも利用されると思うのです。その辺のところを、本当にそうなのか、町内だけだよということでは、それで良いのですが、町外の方も一緒ではないかなと私は感じるのですが、いかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（小宮好徳）

では、お答えします。

町内の方のみではございません。町外、こちらは5町というのですか、周りの市もございますので、当然、お使いになっているところでございます。具体的にどこだというところがございますけれども、「トゥモローランド」、駅前に1カ所、以前、オープンしてございます。計画期間中にオープンしてございます。10月に、また「トゥモローランド」の関係で、町の南のほう、そちらに10月に1カ所増えてございますので、計2カ所できたというところで、先程、言ったように頻度が増えているというところがございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

福祉の関係で、もう一点だけ伺いたします。答弁の中で、平成25年度の施設入所者数の12%以上が地域生活に移行することとされています。現時点で、23名で12%減とした目標を上回っているわけですが、目標達成は難しいということで、その背景には県西地域の入所施設不足と、あと最重度障がいを持った方が対象だということを述べられました。国から基本指針が示されるわけですが、こうした受け皿がないということになりますと、今後、なかなか打つ手がない、言ってみれば無理じゃないかという感じがいたしますが、その辺のところを今後どう考えておられるか、お聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

福祉課長。

○福祉課長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

先程、言った国の目標値が12%というところでございますけれども、次期計画に関しましては目標値は9%に下方修正されてございます。全国的になかなか移行が難しいというところで、国も目標値を下げているのだろうと考えてございますけれども。

また、先程、言った県西地域にこういう社会施設的なものが少ないというところでございまして、当町だけでは当然なかなか厳しいところがございますので、広域連携という、県西地域でこの辺を考えていかなければいけないだろうと考えてございます。先程、言ったように、当町の実情に合った計画策定というところでさせていただければと考えてございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

1項目めの質問は以上で終了させていただきまして、2項目めに移りたいと思います。「開成駅に急行が止まることで町への経済効果は」でございます。

小田急線開成駅は、昭和60年3月14日に開業し32年が経過しています。開業時点では、各駅停車、準急及び一部急行の停車駅でありました。従来、小田急線が通る市・町で唯一、駅がなかったことで、開業へ向け行政と町民が小田急へ駅設置を要望する運動が行われた結果、開設に至っております。開業後の駅周辺は、今日まで時間をかけ現在の町並みが形成されてきております。振り返れば、この駅ができたことにより南部地区が開発され、将来への展望が開けてきたと思えます。

一方、平成20年には新松田駅より西に準急が乗り入れなくなったため、準急の停車駅から外されています。来年3月からは、本厚木駅から小田原駅までの各駅に停車する急行について、新松田駅より西は各駅停車に種別変更する形態になるため、

急行の停車駅から外される予定であります。

このような状況下において、昨年度の1日平均乗降人員は1万1,033人と、年々増加傾向にあります。将来、急行停車駅となれば、停車本数の増加により町民の利便性の向上や町の将来の発展が期待されるわけであります。急行が止まることにより経済効果をどのように見込んでいるのか、また、多くの企業社員や学生が駅を利用していることや、南部開発後の定住促進を図る要であると考えます。町にとって、どのような有効性があるか、お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、菊川議員の御質問にお答えします。

御承知のとおり、小田急線開成駅は昭和60年3月に開業いたしましたが、町はそれに先立ち、昭和57年から町施行により開成駅周辺地区土地区画整理事業をスタートさせ、平成9年に完了いたしました。その後も南部地区土地区画整理事業に先行する形で、平成17年には町の開発による富士フィルム株式会社先進研究所の誘致に引き続いて平成22年に開成南小学校を開校し、平成27年には土地区画整理事業も竣工いたしました。

都市計画マスタープランに掲げる「潤いと高い利便性を兼ね備えた都市拠点」を形成すべく、また、町の玄関口としての開成駅や周辺地区及び南部地区のまちづくりを一体的に進めてまいりました。さらに、都市計画道路和田河原開成大井線の足柄紫水大橋の開通を迎えることができ、今では、町民はもちろん、南足柄市や大井町などの周辺住民や通学する学生にも利用される拠点的な駅となっております。これも、ひとえに先人の努力の賜物と認識をしております。

開成駅の1日あたりの乗降者人員は、平成15年では7,000人程度であったのに対し、14年間で約4,000人が増加し、平成29年で1万1,033人の方が通勤や通学等で利用している状況であります。町では、開成駅への急行電車停車実現に向け、神奈川県及び県内12市9町1村と小田急電鉄で構成する神奈川県鉄道輸送力増強促進会議、小田急電鉄部会において、地域の拠点駅としての開成駅の整備と停車本数の増加について、継続的に要望活動を行ってまいりました。

要望に対するこれまでの小田急電鉄からの回答は、停車本数については乗降人員、他社線接続等を考慮して設定しており、今後も旅客流動を注視しつつ利便性の高いダイヤ検討を進めていくとのことで、現時点において急行電車停車の実現には至っておりません。

11月1日に記者発表された平成30年3月中旬に予定されているダイヤ改正では、ラッシュピーク時の運転本数増加や都心方面への快速急行の増発により混雑の緩和や所要時間の短縮等が図られる一方で、日中11時から15時の開成駅到着列車が20分毎の運転となることや運行形態の変更により現行停車している急行電車が廃止になること等が決定されており、駅利用者の皆様には少なからず御不便をか

けることも予想されます。

人口増と子育て世代を中心とする定住促進を図っていくことは町の大きな政策の柱であり、開成駅への急行電車の停車は、その政策実現に欠かせない条件ではありますが、その一方で、急行電車停車実現のためには乗降者人員の増加が必須条件となっております。最近の取り組みとしては、足柄紫水大橋開通に伴う駅へのアクセス向上のための連絡道路の設置、駅及び周辺の利便性向上のための東口ロータリーの改修、町内巡回バスによる駅への人員誘導、開成駅前子育て支援センター設置等、様々な施策に取り組んでおりますが、さらなる駅及び周辺の利便性向上に向けた施策として、駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業の推進をはじめ新規バス路線の構築や郵便局誘致等の環境整備を進め、引き続き乗降者人員の拡大に努めてまいります。

急行電車停車の実現は定住人口増加の拡大につながる大きな施策の一つであり、その経済効果については、人口増加による税収効果にとどまらず、開成駅の利便性向上や機能強化等による効果は、経済的にも広域的な観点からも大きな効果をもたらすことがさらに期待されると考えております。もう少し言えば、現在進行形の駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業などの駅周辺整備の推進と融合することで事業効果に厚みが増し、商業施設や住宅等の立地促進による地価上昇効果や税収の増加をはじめとして、企業誘致における優位性、実現性の向上や他の駅からの利用転換による利用者増加に伴う駅及び周辺施設への投資効果、さらに駅拠点化の進展によるバス路線の新設、拡充が促されるなど、様々な効果が期待をされております。

また、経済効果以外の部分としても、開成駅に急行が停車することにより町民のステータスや利便性向上に対する意識が向上し、開成町のまちづくり全体におけるイメージアップにもつながります。

申しあげた想定されるあらゆる効果は、総合計画等に掲げる政策に対して、これまで以上に真摯な姿勢で取り組んだ結果として生じるものだと考えております。議員が御質問の経済効果を特に数値化してはおりませんが、急行停車の実現は、町がこれまで描いてきた計画の達成に向けた大きな前進を生むものであると確証できます。

今後も、長年の悲願である開成駅への急行電車停車実現に向け、首長として明確に政策の方向性を示し、町民や議会、地域住民を中心としたグループ等、多くの方々との協力・連携体制を強化し、開成町の将来に向けた活動を皆さんとともに展開してまいりたいと思います。さらに、小田急電鉄への積極的な働きかけをこれまで以上に進め、小田急電鉄とさらなる協働が図れるよう、定住促進や企業誘致をはじめとした町の発展に向けた取り組みを加速させてまいります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

ただいま町長答弁の中で、今までの活動等については一定の理解をいたしました。

開成駅に急行が止まるために、今までいろいろな団体あるいはグループ等が活動をされてきました。一つ、その中ではアンケートをとるとかということもあったわけではありますが、これは町民の多くの方が認識されているのではないかなと思います。しかしながら、現状においては、急行が止まるということはまだかなえられていないわけであります。大手企業の社員の方についても急行を止めてほしいという要望があったり、あるいは学生等についても急行を止めてほしいという要望が出ているわけではありますが、今まで、こういった活動が繰り広げられてきたわけでありますが、それを踏まえて、今後どうなっていくのかなというところが非常に不安であります。もし、小田急電鉄と町の中でそういう話が何かあったり、あるいは情報等をお持ちであれば、御紹介願いたいかなと思います。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

開成駅急行停車については、地域の人たちの思いもありますし、私も毎年、小田急電鉄や、あじさいまつりと暮れの年末の挨拶ということで社長にお会いし、そのときには必ずそういう話もさせていただいております。様々な町の今までの駅周辺の区画整理ほか、企業誘致ほか、そういうことの重なりもあって、実は昨日の話なのですけれども、小田急電鉄の執行役員の方、また担当の交通の皆さんが見えられて、開成駅のホームを延伸するということが社内決定されたということが、昨日、開成町に来られて報告がありました。

今、6両編成の対応のホームを10両編成のホームに延ばすということで、新松田寄りに85メートル程延伸をする、全体で210メートルのホームに、これから工事開始をさせてもらいたいということの中で、工事の日程、工程、また時期等のお話がありました。これによって、すぐ開成駅に急行が止まるということを今、この場では申しあげられませんが、急行停車に向けてハードの一つが少しクリアをして一步前進したのかなと認識をしております。

そういうわけですので、できるだけ早く急行停車を確定させていただけるように、行政としても、また改めて支援をしていく必要があると思います。その一つとして、やはり工事が1年程掛かる予定ですが、きちんと順調に進むということがすごく大事で、周辺住民の皆さんの御理解をきちんといただいて工事がスムーズに進むように、これは町としてもきちんと協力して、各自治会やいろいろな施設がありますので、そういうところの説明をきちんと対応していきたいなと思います。

もう一つは、改めて乗降客数というのはこれからも増やしていく必要性がありますので、そういう意味で、乗降客数が増えることによって早く急行電車が止まる可能性が高まると思っておりますので、そういう意味において、工事の進捗と乗降客数の増を町としてもこれからもさらに進めながら、できるだけ早く急行電車が止まる、実現できるように進めていきたいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

ホームが延伸できるということは、非常に急行が止まるということの条件へ向けて一歩前進したかなという感じがいたしますが、一方で、今、各駅の急行が止まっているわけですが、それが廃止されるということになりますと、停車する本数そのものも減るのではないかなという感じもするわけです。そうしますと、乗降客数が今は1万1,033人ですが、これが今度は逆に減るということ、そのこのところについてはどうお考えでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

予測という範囲の中で、確かに、おっしゃるとおり、昼間の時間帯、20分置きということで、今、具体的に言えば1時間に4本止まっていたのが3本になるということで、可能性としては、本数が減ることで利用する人が減るという可能性はありますけれども、昼間の時間帯ですので、それほど多くの影響はないのかなと考えております。

あと、それから小田急側といたしましても、そういうダイヤ変更によって減少というのは、それは小田急も見込んでおるところだとは思いますので、そこは、一時的にそういう現象で減ったからといって基準が厳しくなるとか、そういうことにはならないと考えてございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

あと、利用者、乗客数2万人が一つの基準だよというところがあるかと思うのですが、現在、まだ9,000人程足りないわけですが、もう少し、1万5,000人とか1万3,000人とかまで下げてもらうのも必要かなと思うのです。そのためには町民全体でそうした運動、活動を進めなくてはいけないと思いますが、その辺のところを下げてもらおうというような働きかけはいかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

急行を止めてもらうためのいろいろな条件があると思いますが、もちろん、そういうものも含めながら、私も直接、また社長にお会いしたときには、そのような形で。我々としては、やはり乗降客数を増やすというのが基準を下げるより、もちろんありますけど、増やしていくというのが小田急に対して働きかけになるのかなと思いますので、町民を挙げて開成駅を使ってもらえるような促し、促進、PR

をしていくことがすごく大事だと思いますので、そういう点においても。これから小田急のホームが延びるということのPRを、工事を含めて、町民の皆さんにさせていただく必要性がありますので、そういった中で訴えていく必要があるのかなと思っています。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

開成町にできるだけ早い時期に急行が止まる、そういった形の夢を抱きながら、私の本日の質問を終了させていただきたいと思います。